

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(休日)</p> <p>第13条 教職員の休日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし休日は勤務日とするが、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(次号において「祝日法による休日」という。)</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日(祝日法による休日を除く。)</p> <p>(3) 6月18日(創立記念日)</p> <p>(中 略)</p> <p>(特別休暇の事由及び期間)</p> <p>第27条 教職員が、次の各号の一に該当する場合には、特別休暇を与えることがある。</p> <p>(1)~(13) (略)</p> <p>(14) 教職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年の7月から9月までの期間における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p> <p>(15)~(18) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(休日)</p> <p>第13条 教職員の休日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし休日は勤務日とするが、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) <u>8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日(夏季一斉休業日)</u></p> <p>(特別休暇の事由及び期間)</p> <p>第27条 教職員が、次の各号の一に該当する場合には、特別休暇を与えることがある。</p> <p>(1)~(13) (同 左)</p> <p>(14) 教職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年の6月から10月までの期間における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p> <p>(15)~(18) (同 左)</p> <p>(19) <u>40歳又は50歳に達した教職員が職業生活の節目において心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当であると認められる場合当該年齢に達した日から1年を経過する日までの間(当該期間中に国立大学法人京都大学教職員出向規程(平成16年達示第76号)第2条に規定する在籍出向に係る期間がある場合は当該期間を考慮して別に定める期間)における週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号）</p> <p>（前 略）</p> <p>（休日給）</p> <p>第24条 <u>祝日法による休日等</u>（勤務時間等規程第11条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあっては、勤務時間等規程第13条に規定する祝日法による休日が勤務時間等規程第11条の規定に基づく週休日に当たるときは、別に定める日）、<u>年末年始の休日等及び創立記念日</u>において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した教職員についても同様とする。</p> <p>（中 略）</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第37条 <u>教職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第13条に規定する祝日法による休日（勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。）、勤務時間等規程第13条に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に</u></p>	<p>（休日給）</p> <p>第24条 <u>勤務時間等規程第13条第1号に規定する祝日法による休日（勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第37条において「祝日法による休日等」という。）</u>（勤務時間等規程第11条、第16条又は第17条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあっては、勤務時間等規程第13条第1号に規定する祝日法による休日が勤務時間等規程第12条、第16条及び第17条の規定に基づく週休日に当たるときは、別に定める日）、<u>勤務時間等規程第13条第2号に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第37条において「年末年始の休日等」という。）</u>、<u>勤務時間等規程第13条第3号に規定する創立記念日（勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第37条において「創立記念日等」という。）</u>及び<u>勤務時間等規程第13条第4号に規定する夏季一斉休業日（勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第37条において「夏季一斉休業日等」という。）</u>において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した教職員についても同様とする。</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第37条 <u>教職員が勤務しないときは、祝日法による休日等、年末年始の休日等、創立記念日等又は夏季一斉休業日等である場合、就業規則第34条による職務専念義務免除期間（同条第3号を除く。）、就業規則第43条による妊産婦である女性教職員の健康診査、就業規則第44条による妊産婦である女性教職員の業務軽減等及び就業規則第58条による就業禁止期間並びに休暇による場合、その</u></p>

改正前	改正後
<p>割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。)又は勤務時間等規程第13条に規定する創立記念日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。)である場合、就業規則第34条による職務専念義務免除期間(同条第3号を除く。)、就業規則第43条による妊産婦である女性教職員の健康診査、就業規則第44条による妊産婦である女性教職員の業務軽減等、及び就業規則第58条による就業禁止期間、並びに休暇による場合、その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。</p> <p>(後略)</p> <p>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)</p> <p>(前略)</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第7条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項については、就業規則(第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。)第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第5条から第8条まで、第11条から第22条まで、第27条から第33条の6まで、第34条及び第35条の規定は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第11条 この章に定めるもののほか、特定拠点教員の就業に関する事項については、就業規則(第22条、第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定に</p>	<p>他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第7条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項については、就業規則(第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。)第6条の規定、就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第5条から第8条まで、第11条から第22条まで、第27条から第33条の6まで、第34条及び第35条の規定並びに就業規則第40条の規定により年俸制特定教員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第27条第19号の規定は、この限りでない。</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第11条 この章に定めるもののほか、特定拠点教員の就業に関する事項については、就業規則(第22条、第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定に</p>

改 正 前	改 正 後
<p>より特定拠点教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により特定拠点教員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第22条まで、第27条から第33条の4まで、第33条の6、第34条及び第35条の規定は、この限りでない。</p>	<p>より特定拠点教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定、<u>就業規則第31条の規定により特定拠点教員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第22条まで、第27条から第33条の4まで、第33条の6、第34条及び第35条の規定並びに就業規則第40条の規定により特定拠点教員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、勤務時間等規程第27条第19号の規定は、この限りでない。</u></p>
<p>(中略) (他の規則の準用)</p>	<p>(他の規則の準用)</p>
<p>第20条 この章に定めるもののほか、特定専門業務職員の就業に関する事項については、就業規則(第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第31条の規定により特定専門業務職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第22条まで及び第27条から第35条までの規定は、この限りでない。</p>	<p>第20条 この章に定めるもののほか、特定専門業務職員の就業に関する事項については、就業規則(第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第31条の規定により特定専門業務職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第22条まで及び第27条から第35条までの規定<u>並びに就業規則第40条の規定により特定専門業務職員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、勤務時間等規程第27条第19号の規定は、この限りでない。</u></p>
<p>(中略) (他の規則の準用)</p>	<p>(他の規則の準用)</p>
<p>第32条 この章に定めるもののほか、特定医療技術職員の就業に関する事項については、就業規則(第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。</p>	<p>第32条 この章に定めるもののほか、特定医療技術職員の就業に関する事項については、就業規則(第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。<u>ただし、同規則第40条の規定により特定医療技術職員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、勤務時間等規程第27条第19号の規定は、この限りでない。</u></p>
<p>(後略)</p>	
<p>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号)</p>	
<p>(前略) (超過勤務手当、休日給、夜勤手当等)</p>	<p>(超過勤務手当、休日給、夜勤手当等)</p>
<p>第30条 (略)</p>	<p>第30条 (同左)</p>
<p>2 第47条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する休日(同条第3項により他の日に振替えた場合は除く。)に勤務することを命ぜられた有期雇用教職員には、給与規程第24条に定める教職員の例に準じて休日給を支給する。この場合(第47条第1項第4号の場合を除く。)において、給与規程第24条中「100分の135」とあるのは、「100分の35」と読み替える。</p>	<p>2 第47条第1項第2号から第5号までに規定する休日(同条第3項により他の日に振替えた場合は除く。)に勤務することを命ぜられた有期雇用教職員には、給与規程第24条に定める教職員の例に準じて休日給を支給する。この場合(第47条第1項第4号及び第5号の場合(同項第5号の場合にあっては、別表第1の事務補佐員が同号の休日に勤務することを命ぜられた場合に限る。))を除く。)において、給与規程第24条中「100分の135」とあるのは、「100分の35」と読み替える。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 (略)</p> <p>4 第47条第1項第4号に規定する休日(その日 が同項第1号に該当するときを除き、同条第3項 により他の日に振替えた場合を含む。)には、その 者に支給される日給に相当する額を支給するもの とする。</p> <p>5 (略) (中略) (休日)</p> <p>第47条 有期雇用教職員の休日は、次の各号に定 めるとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日 (3) 年末年始(12月29日から翌年1月3日ま での日、前号に該当する休日を除く。) (4) 6月18日(創立記念日)</p> <p>2~4 (略) (中略) (年次休暇以外の休暇)</p> <p>第54条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教 職員(第6号及び第7号に掲げる場合にあつては、 6月以上の契約期間が定められている者又は6月 以上継続勤務している者に限る。)に対して当該各 号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維 持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しな いことが相当であると認められる場合 一の事 業年度の7月から9月までの期間における、休 日を除いて原則として連続する3日の範囲内の 期間 (後略)</p> <p>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規 則(平成17年達示第38号) (前略) (年次休暇以外の休暇)</p> <p>第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教 職員(第6号に掲げる場合にあつては、6月以上 の契約期間が定められている者又は6月以上継続 勤務している者に限り、第7号に掲げる場合に あては、6月以上の契約期間が定められている者又</p>	<p>と読み替える。</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 第47条第1項第4号及び第5号に規定する休 日(同条第3項により他の日に振替えた場合を含 み、同項第4号に規定する休日にあつてはその日 が同項第1号に該当する場合を除き、同項第5号 に規定する休日にあつては別表第1の事務補佐員 に係るものに限る。)には、その者に支給される 日給に相当する額を支給するものとする。</p> <p>5 (同左)</p> <p>(休日)</p> <p>第47条 有期雇用教職員の休日は、次の各号に定 めるとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日 (3) 年末年始(12月29日から翌年1月3日ま での日、前号に該当する休日を除く。) (4) 6月18日(創立記念日) (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日(夏 季一斉休業日)</p> <p>2~4 (同左)</p> <p>第54条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教 職員(第6号及び第7号に掲げる場合にあつては、 6月以上の契約期間が定められている者又は6月 以上継続勤務している者に限る。)に対して当該各 号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)~(6) (同左)</p> <p>(7) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維 持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しな いことが相当であると認められる場合 一の事 業年度の6月から10月までの期間における、 休日を除いて原則として連続する3日の範囲内 の期間</p> <p>第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教 職員(第6号に掲げる場合にあつては、6月以上 の契約期間が定められている者又は6月以上継続 勤務している者に限り、第7号に掲げる場合に あては、6月以上の契約期間が定められている者又</p>

改 正 前	改 正 後
<p>は6月以上継続勤務している者であって、所定勤務日数が週5日以上で1週間における所定の勤務時間が20時間以上の者に限り、第9号に掲げる場合にあつては、別表第3に掲げる者を除く。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度の7月から9月までの期間における、休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p> <p>(後 略)</p> <p>国立大学法人京都大学外国人教師就業規則 (平成16年達示第74号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(他の規則等との関係)</p> <p>第3条 この規則及び労働契約に定めるもののほか、外国人教師の就業に関する事項については、就業規則の規定を準用する。ただし、同規則第9条、第11条から第13条まで、第15条第1項第3号、第23条及び第46条の規定は適用しない。</p> <p>(後 略)</p> <p>国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則 (平成16年達示第75号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(他の規則等との関係)</p> <p>第3条 この規則及び労働契約に定めるもののほか、外国人研究員の就業に関する事項は、就業規則の規定を準用する。ただし、同規則第9条、第11条から第13条まで、第15条第1項第3号、第23条、第46条及び第64条の規定は適用しない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>は6月以上継続勤務している者であって、所定勤務日数が週5日以上で1週間における所定の勤務時間が20時間以上の者に限り、第9号に掲げる場合にあつては、別表第3に掲げる者を除く。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(6) (同 左)</p> <p>(7) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度の6月から10月までの期間における、休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p> <p>(他の規則等との関係)</p> <p>第3条 この規則及び労働契約に定めるもののほか、外国人教師の就業に関する事項については、就業規則の規定を準用する。ただし、同規則第9条、第11条から第13条まで、第15条第1項第3号、第23条及び第46条の規定並びに就業規則第40条の規定により外国人教師に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号)第27条第19号の規定は適用しない。</p> <p>(他の規則等との関係)</p> <p>第3条 この規則及び労働契約に定めるもののほか、外国人研究員の就業に関する事項は、就業規則の規定を準用する。ただし、同規則第9条、第11条から第13条まで、第15条第1項第3号、第23条、第46条及び第64条の規定並びに就業規則第40条の規定により外国人研究員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号)第27条第19号の規定は適用しない。</p> <p>附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p>